

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第15号

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し、同項及び第4項を削る。

附 則

この規則は、令和5年5月8日から施行する。

(消防局総務部人事課)